

## 若手研究奨励賞（YIA）に関する規約

平成 22 年 1 月 30 日 理事会承認

平成 23 年 5 月 25 日 理事会改訂承認

平成 26 年 12 月 5 日 理事会改訂承認

### （目的）

第 1 条 超音波検査における学術研究の育成と奨励のために、学術集会で発表される若手研究者による優れた研究に対し若手研究奨励賞（Young Investigator's Award: YIA）を授与する。

### （内容）

第 2 条 最優秀賞 1 名まで、優秀賞 2 名までとする。本賞は賞状並びに副賞よりなる。副賞は最優秀賞 5 万円相当、優秀賞 3 万円相当とする。

### （資格および対象研究）

第 3 条 本賞応募者資格および対象研究は次のように定める。

- 1) 正会員であり会期中に満 35 歳以下であること。共同演者については正・非会員を問わない。
- 2) 既受賞者でないこと。
- 3) 未発表の超音波検査に関する研究であり、応募者が筆頭演者であること。
- 4) 症例報告は除く。

### （募集）

第 4 条 学術集会案内に主旨を明記して公募し、本賞は応募性とする。本賞への応募は 1 名 1 演題とする。

### （受賞条件）

第 5 条 YIA の受賞者（最優秀賞または優秀賞）は、演題内容を原著論文または研究論文にまとめ、当会機関誌に年度末までに投稿することを原則とする。

### （受賞の取消）

第 6 条 受賞後、二重発表や二重投稿が判明した場合は受賞を取り消すものとし、賞状並びに副賞は返還する。

### （選考）

第 7 条 本賞選考のために顕彰委員会に選考委員会を置く。応募演題は通常の査読を経たのち選考委員会にて一次審査を行い、YIA 採否を決定する。採択演題は 7 演題以内とする。

(選考委員会)

第 8 条 顕彰委員会内に YIA 選考委員会を設け，選考委員による審査を行う．選考委員は 10 名以上 20 名以内とする．選考委員の任期は役員任期に準じ 2 年とし，再任は妨げない．

(二次審査方法)

第 9 条 口演発表による二次審査を行う．選考委員から座長 2 名と二次審査委員 5 名を選出し，7 名の選考委員にて二次審査を行い，最優秀賞 1 名以内，優秀賞 2 名以内を選考する．なお，審査方法は別途に定める．

(表彰)

第 10 条 学会会期中に YIA 選考委員会を開催し，最終審査にて選考し，会期中に表彰する．表彰者は大会長とし，表彰状の署名は理事長との連名とする．

(費用)

第 11 条 賞状と副賞に関する費用は，顕彰委員会予算に計上するものとする．

(細則の改定)

第 12 条 この授与規約（細則）は，理事会の承認を経たのちに改変できる．